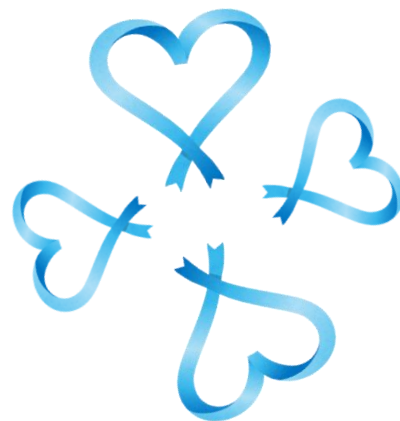


いずみさの子ども未来総合計画 (第2期：令和2～6年度)

概要版

- 子どもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いずみさの
- 子育て・子育て・親育ちをともに支え、子どもが健やかに成長できるまち いずみさの

- 第2期泉佐野市子ども・子育て支援事業計画
- 泉佐野市次世代育成支援行動計画
- 第3次泉佐野市ひとり親家庭等自立促進計画
- 泉佐野市子どもの貧困対策計画



令和2年3月
泉佐野市

1 背景と趣旨

- 少子化の急速な進行、核家族化、地域のつながりの希薄化の進展、共働き世帯の増加や児童虐待の深刻化など、子育てに対しての孤立感や負担感が高まっています。
- 女性の就業率の上昇などにより保育ニーズが高まり、保育所等での待機児童の増加が社会問題化しています。さらに、所得格差などによる子どもの貧困問題が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な支援と環境整備が求められています。
- このような現状を踏まえ、子育てのしやすい環境を整備し、地域の子育て支援を充実させるとともに、社会全体で支援していくことが求められています。
- 本市においては、平成22年3月に策定した「泉佐野市次世代育成支援行動計画〈後期計画〉」の子育て支援に係るさまざまな事業を継承しつつ、子ども・子育て支援新制度に対応した「泉佐野市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、多様な子育て支援事業を推進してきました。この第1期計画が令和元年度末をもって終了することから、就学前及び就学児童のいる世帯に対し子育て支援に関するニーズ調査を実施し、泉佐野市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として、本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- 本計画は「いずみさの子ども未来総合計画」として、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」（任意策定）、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定に基づく「子どもの貧困対策計画」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」と一体的に策定し、幅広く取り組むものです。
- 本計画は、本市の最上位計画である「泉佐野市総合計画」と整合を図るとともに、子どもと子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの分野における「いずみさの みんなの絆プラン（第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」などの関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て支援関連施策を推進していきます。

3 計画の期間

- 令和2年度を初年度として、令和6年度までの5年間を計画期間とします。

4 基本理念

- 子どもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いずみさの
- 子育て・子育て・親育ちをともに支え、子どもが健やかに成長できるまちいずみさの

5 基本的な視点

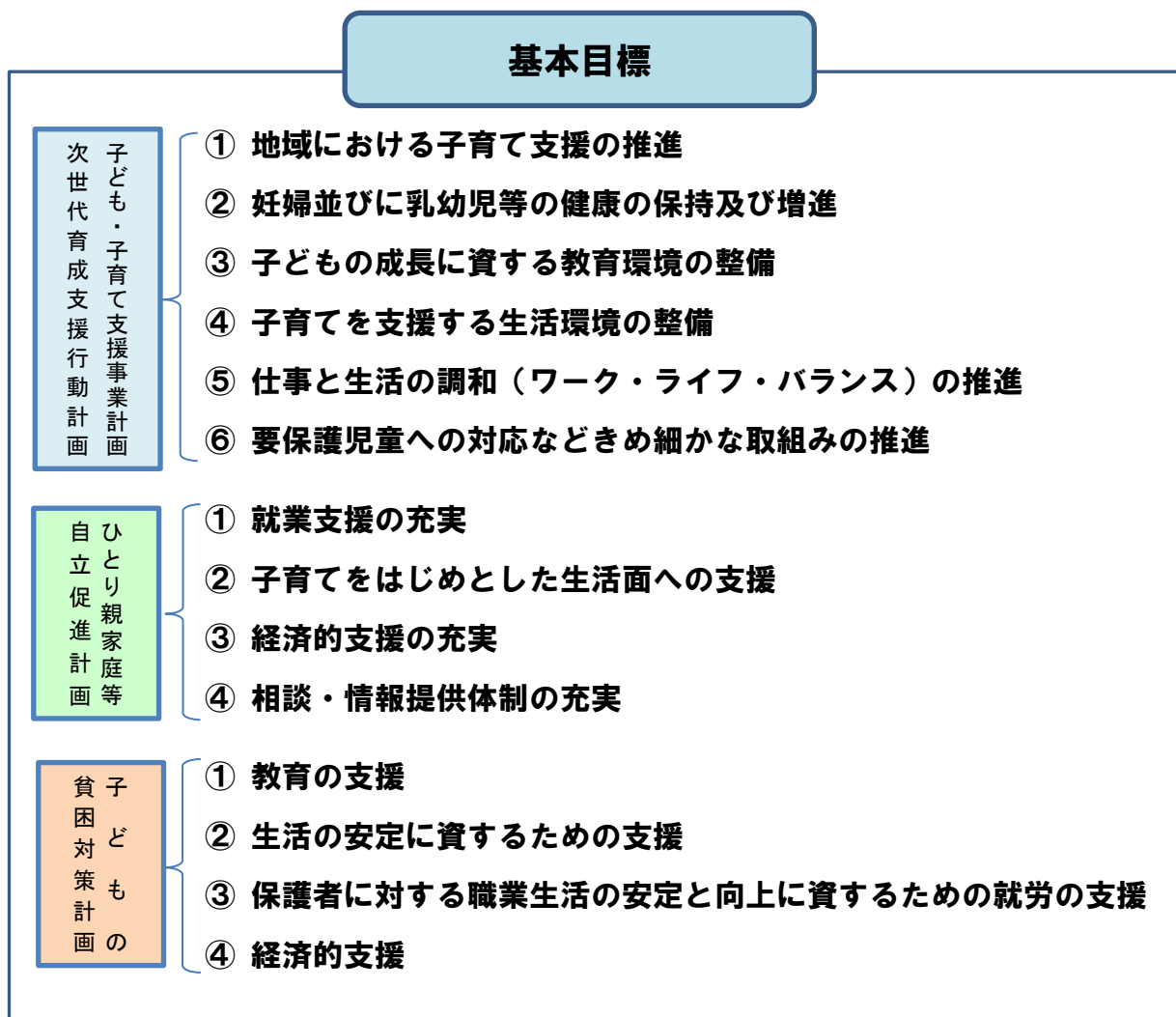
基本理念を踏まえた施策を実施するにあたって、共通の視点として、次のとおり基本視点を設定します。

- ① 子どもの権利の尊重
- ② 妊娠から出産、子育てへと切れ目のない支援の充実
- ③ 保育需要への適切な対応
- ④ きめ細やかな配慮を要する子どもと家庭への支援
- ⑤ 学校教育、就学前教育の充実
- ⑥ 子どもの貧困対策の推進



6 基本的目標

基本理念の実現に向け、次の基本目標を定め、諸施策の取り組みを推進します。



施策の体系

	基本目標	施策の方向
次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画	1 地域における子育て支援の推進	地域における子育て支援サービスの充実 保育サービスの充実 子育て支援のネットワークづくり 子どもの健全育成
	2 妊婦並びに乳幼児等の健康の保持及び増進	子どもや母親の健康の保持 食育の推進 思春期保健対策の充実 小児医療の充実
	3 子どもの成長に資する教育環境の整備	次代の親の育成 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 家庭や地域の教育力の向上 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4 子育てを支援する生活環境の整備	良質な住宅の確保 良好な居住環境の確保 安心して外出できる環境の整備 安全・安心なまちづくりの推進 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 被害に遭った子どもの保護の推進
	5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	多様な生き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し 仕事と子育ての両立の推進 子育てにかかる経済的負担の軽減
	6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	児童虐待防止対策の充実 障害児施策の充実
ひとり親家庭等 自立促進計画	1 就業支援の充実	就業支援の充実
	2 子育てをはじめとした生活面への支援	子育てをはじめとした生活面への支援
	3 経済的支援の充実	経済的支援の充実
	4 相談・情報提供体制の充実	相談・情報提供体制の充実
子どもの貧困対策計画	1 教育の支援	教育の支援
	2 生活の安定に資するための支援	生活の安定に資するための支援
	3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
	4 経済的支援	経済的支援



主要施策

①地域での子育てサービスの充実 ②子育てに関する相談支援体制の充実 ③子育てに関する情報提供の充実

①働く家庭のための保育サービスの充実 ②保育内容の充実と人材の育成 ③保育環境の充実
④放課後児童健全育成の推進

①地域における子育て支援活動の充実 ②自主的活動のネットワーク化の促進 ③小地域ネットワーク機能を生かした子育て支援の推進

①世代間交流の充実 ②子どもの健全育成に関する啓発活動の推進 ③青少年育成事業の推進

①安心感のある妊娠・出産への支援 ②親と子の健康づくり ③子育て相談や親子の交流機会の充実

①食生活に対する意識の向上

①思春期の心とからだの健康づくり

①小児医療体制の充実

①生命の大切さや家庭について学ぶ学習機会の充実 ②親子のきずなを深める学習機会の充実

①主体的に生きる力を育む学校・園教育の推進 ②さまざまな体験活動の推進

③自然や文化に親しむ機会の充実 ④国内外との交流活動の推進

①家庭教育の機会の充実 ②地域における大人と子どもが協働した活動の機会の充実

①子どもにふさわしい環境整備のための活動

①市営住宅の整備・充実

①快適で安全な住環境づくり

①福祉のまちづくりの総合的な推進 ②安全な通園・通学路の確保

①防犯・防災のための環境づくりの促進

①交通安全教育の推進

①防犯体制の強化

①要保護児童に対する支援の充実 ②子どもの心身の悩みなどを受け止める相談機能の充実

①労働時間の短縮と勤務の弾力化の促進

①育児休業制度等の諸制度の普及・啓発 ②家庭と子育てを両立しやすい職場環境づくり

③男女共同参画への意識づくり ④男性の家庭生活への参加促進

①医療費等の助成の充実 ②社会保障制度の充実 ③就園・就学援助

①児童虐待防止ネットワークの推進 ②虐待のないまちづくりの推進

①自立支援の充実 ②療育・教育体制の充実

①就業支援の充実

①子育てをはじめとした生活面への支援

①経済的支援の充実

①相談・情報提供体制の充実

①教育の支援

①生活の安定に資するための支援

①保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

①経済的支援



教育・保育環境の整備～教育・保育量の見込み・確保方策

- ◆教育・保育提供区域・・・市全域を1区域として設定します。
- ◆「教育」の提供体制については、従来型の幼稚園及び認定こども園（幼稚園・保育園から移行）により、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。
- ◆「保育」の提供体制については、保育教諭、保育士の確保に努め、利用定員の拡大（定員の弾力化運営を含む）により対応し、今後、人口推計を踏まえ、合わせて幼児教育・保育の無償化や働き改革推進による保育需要の影響を考慮しながら、適正な提供体制の確保に努めます。

【認定の区分】

- 1号認定：3～5歳
教育標準時間認定（幼稚園・認定こども園）
- 2号認定：3～5歳
保育認定（保育所・認定こども園）
- 3号認定：0～2歳
保育認定（地域型保育事業）

【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

単位：人		令和2年度（目標）			令和6年度（目標）		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み（必要利用定員総数）		765	1,372	914	713	1,279	889
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	768	1,455	914	768	1,455	914
	確認を受けない幼稚園	265	0	0	265	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
差（②－①）		268	83	0	320	176	25



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保の方策

事業	方向性	確保方策	単位	令和6年度 目標
①時間外保育事業	現行の延長保育事業を市内認定こども園・保育園のすべてで実施しており、今後の提供体制は十分に確保しています。	①量の見込み	人	1,231
		②確保の内容	人	1,231
		差(②-①)		0
②放課後児童健全育成事業	留守家庭児童会を関係機関と連携しながら、施設整備を進めるとともに、その支援に努めます。	①量の見込み	人	1,003
		②確保の内容	人	1,003
		差(②-①)		0
③一時預かり事業(幼稚園の在園児対象)	私立幼稚園において事業を実施しており、高い潜在ニーズに対して提供体制を確保していきます。	①量の見込み	人日	15,937
		②確保の内容	人日	19,200
		差(②-①)		3,263
④地域子育て支援拠点事業	公立2か所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制を整えます。	①量の見込み	人回	4,953
		②確保の内容	か所	2
⑤一時預かり事業	私立認定こども園・保育園で実施している一時預かり事業(一時保育)や、NPO法人に事業委託しているファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)により、確保します。	①量の見込み	人日	1,522
		②確保の内容	人日	3,605
		差(②-①)		2,083
⑥病児・病後児保育事業	私立認定こども園・保育園1か所で病後児保育事業を実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は一定確保していきます。	①量の見込み	人日	58
		②確保の内容	人日	80
		差(②-①)		22
⑦ファミリーサポートセンター事業(就学児のみ)	NPO法人に事業を委託し、1か所で実施しています。提供体制は充分とみられますが、今後、提供会員の登録を働きかけ、さらなる充実を図ります。	①量の見込み	人日	150
		②確保の内容	人日	150
		差(②-①)		0
⑧妊婦健康診査事業	本市の健康推進課で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。	①量の見込み	人回	9,064
		②確保の内容	人回	9,064
		差(②-①)		0
⑨乳児家庭全戸訪問事業	「こんにちは赤ちゃん事業」という名称で、助産師・保健師等が乳児のいる家庭を全戸訪問しており、今後も提供体制は十分に確保できる見込みです。	①量の見込み	人	706
		②確保の内容	人	706
		差(②-①)		0
⑩養育支援訪問事業	事業委託により実施しており、見込みに対する提供体制は確保できている状況です。今後、訪問支援者を確保することにより、支援体制の充実を図ります。	①量の見込み	人	20
		②確保の内容	人	20
		差(②-①)		0
⑪利用者支援事業	市の包括的相談支援体制の整備に併せて、市域に基本型を1か所、生活圏域に5か所整備し、量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。	①量の見込み	か所	6
		②確保の内容	か所	6
		差(②-①)		0



ひとり親家庭等自立促進計画について

趣旨

- 本市では、ひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、平成19年3月に第1次泉佐野市母子家庭等自立促進計画を策定し、続く第2次計画は「泉佐野市子ども・子育て支援事業計画及び泉佐野市次世代育成支援事業行動計画」に融合させて策定し、ひとり親家庭等の自立を促進するための支援のあり方及び方向性を示すとともに、総合的かつ計画的な事業展開を図ってきました。
- このたびの第3次計画を策定するにあたり、これまでの取組みをさらに強化するとともに、母子家庭のみならず父子家庭も支援の対象に、時代の潮流を踏まえた内容を盛り込むものとします。
- とくに、離婚件数が高い数値を維持し、ひとり親家庭で養育される子どもが増えていることを踏まえ、母子・父子自立支援員をはじめとした相談・情報提供体制の充実を図り、ひとり親家庭となった直後の生活の激変期における支援を推進します。

施策の推進

- ◆こども園等への優先入所等の子育て支援施策の促進
- ◆ひとり親家庭等の安定的就労・自立に向けた就業支援や経済的支援の充実



子どもの貧困対策計画について

趣旨

- 全国の子どもの約7人に1人、ひとり親家庭においては約2人に1人が相対的貧困の状況にあり、生活保護世帯、児童養護施設等の児童の進学率の低さが顕著であることから、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備や教育の機会均等、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。
- 本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき策定するものとし、国の大綱や大阪府の計画等を踏まえて、今後、総合的な施策の推進に取り組みます。

目標

- ①貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を語り合える社会の実現をめざす
- ②親の妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援体制を構築する
- ③支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮して対策を推進する



計画の推進に向けて

- 本計画に基づく施策を推進するため、庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策・事業の充実や見直しについて協議を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。
- 学識経験者、地域福祉団体や保健・医療・福祉施設等の代表者及び公募の委員等で構成する「泉佐野市子ども・子育て会議」を年1回以上（原則）開催し、その進捗管理・評価を行い、本計画に基づく施策・事業について実効性をもって推進していくこととします。
- 本計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）といった一連のPDCAサイクルに基づき、その進捗状況を管理します。

いずみさの子ども未来総合計画（第2期：令和2～6年）〈概要版〉 令和2年3月

編集・発行 泉佐野市 こども部 子育て支援課
〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東1丁目295番地の3
TEL：072-463-1212 FAX：072-469-3363